

◎地域再生法の一部を改正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一二八号)

一、提案理由(平成二六年一〇月一四日・衆議院地方創生に関する特別委員会)

○石破国務大臣 ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであり、これまで、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

政府としては、少子高齢化が進展し、人口の減少が続く中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域産業の成長及び雇用の維持、創出を早急に対応すべき重要課題として

位置づけ、地域の活性化に取り組む地方公共団体の声を聞きつつ、国の地域活性化施策の制度改善に向けた所要の検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、地域活性化関連の計画の認定等について手続のワンストップ化を可能とするほか、地方公共団体からの提案等に対して内閣総理大臣が一元的に対応するとともに、地方公共団体の要請に応じて内閣総理大臣が関係省庁間を調整する等の措置を講ずることにより、関係省庁が一体となって、意欲ある地方公共団体の主体的な取り組みを総合的に支援するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができるとおっしゃってまいります。

第二に、構造改革特別区域法の特定事業等に関する事項を記載した地域再生計画について、内閣総理大臣の認定をもって、当該特定事業に係る構造改革特別区域計画の認定等があったものとみなすこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体が当該計画を実施する際、地方公共団体からの要請に

応じて関係行政機関の事務の調整を行うとともに、関係行政機関の長に対し、必要な勧告を行うことができることとしたしております。

第四に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例を追加することとしたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告

(平成二六年一月六日)

○鳩山邦夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、内閣提出の地域再生法の一部を改正する法律案は、地

地域再生法の一部を改正する法律

域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行うとするものであります。

……(略)……

内閣提出の両法律案は、去る十月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十五日から質疑に入りました。

二十二日には徳島県において地方公聴会を開催し、三十日には参考人からの意見聴取を行い、三十一日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

十一月四日には馬淵澄夫君外七名提出の法律案が本委員会に付託され、昨五日、提出者馬淵澄夫君から提案理由の説明を聴取した後、各法律案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終了後、内閣提出の両法律案に対してそれぞれ次世代の党提案による修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次

採決いたしましたところ、馬淵澄夫君外七名提出の法律案については賛成少数をもって否決すべきものと決しました。内閣提出の両法律案については、次世代の党提案に係る両修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方創生に関する特別委員長報告

(平成二六年一月二日)

○関口昌一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による提案制度を創設するほか、地域農林水産業振興施設整備計画に基づく農地等の転用の許可の特例並びに構造改革特別区域計画の認定の手続の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、石破国務大臣等に対して質疑を行ったほか、群馬県に委員を派遣しての地方公聴会を

行いました。

委員会における主な質疑の内容は、人口減少社会の克服に向けた新たな社会経済システム構築、税制・財政面の取組の必要性、地方分権の推進による東京一極集中の是正、地域活性化における農林漁業分野に期待される役割等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は全会一致をもって可決されました。

続いて、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。